公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	一般財団法人公正研究推進協会	7011105007204	維持機関会員会費	200,000	200,000	令和6年12月27日	一般財団法人公正研究推進協会へ会員会費を支出することで、科学研究費助成事業の交付申請に当たり必須となる研究倫理教育の受講が可能となるため。		

【記載要領】
（注1）「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
（注2）「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
（注3）「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
（注4）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。